

各教育事務所に健康管理室の設置を求める意見書

2025年6月11日、参議院本会議において給特法等の改正案（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」）が可決され、成立した。その第8条には、「教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表・計画の実施状況の公表を義務づける」とある。その中で、計画の策定・実施に関しては県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等が努力義務とされている。

また、沖縄県教職員で精神疾患を患う者は2024年度は268人で、その割合が17年連続で全国1位（1.69%）となり、メンタルヘルス対策が急務となっている。その対策としても健康確保措置が期待される。

しかし、健康確保措置を進めるに当たっては、沖縄県の現状として①離島が多く産業医などの専門家を見つけることが困難、②財源が厳しい状況で健康確保措置の計画・策定・実行のための予算措置が困難などの課題がある。

そこで、その解決策として各教育事務所に「健康管理室」を設置し、市町村教育委員会へ助言を進めることが求められている。教職員のメンタルヘルス対策が機能することで病気休職者が減り、教職員の仕事負担も軽減され、働き方改革が実感できるようになることを期待している。

よって、当市議会は下記の事項を強く要請する。

記

- 1 県内公立小中学校における健康管理措置の計画の策定・実施を円滑に進めるため、教育事務所ごとに「健康管理室」を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月23日

沖縄県名護市議会

宛先 沖縄県教育委員会教育長